

# 第 1 章 計画策定にあたって

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の趣旨

わが国の平成19年の出生数は、108万9,818人と平成18年の109万2,674人より2,856人減少し、6年ぶりに増加に転じた前年から再び減少しています。出生数の減少は、わが国における年少人口（0～14歳）の減少をもたらしましたが、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）をみると、平成19年は、平成18年の1.32を0.02ポイント上回る1.34となり、平成20年の出生数は、国の推計では、前年を若干上回ると見込まれていますが、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況となっています。

このように進行し続ける少子化に対応するため、国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進してきました。

一方、茨木市では、このような国の動きを踏まえ、『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち 茨木市』を基本理念とする「茨木市次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を平成17年3月に策定し、これに基づき次世代育成支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、少子化は依然進行していることから、国では、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定しました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取組を進めていく方針を示しています。

茨木市においても、これまでの次世代育成支援対策に関する取組の進捗状況や課題を整理し、さらに発展させるために「茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下、「後期計画」という。）を策定するものです。

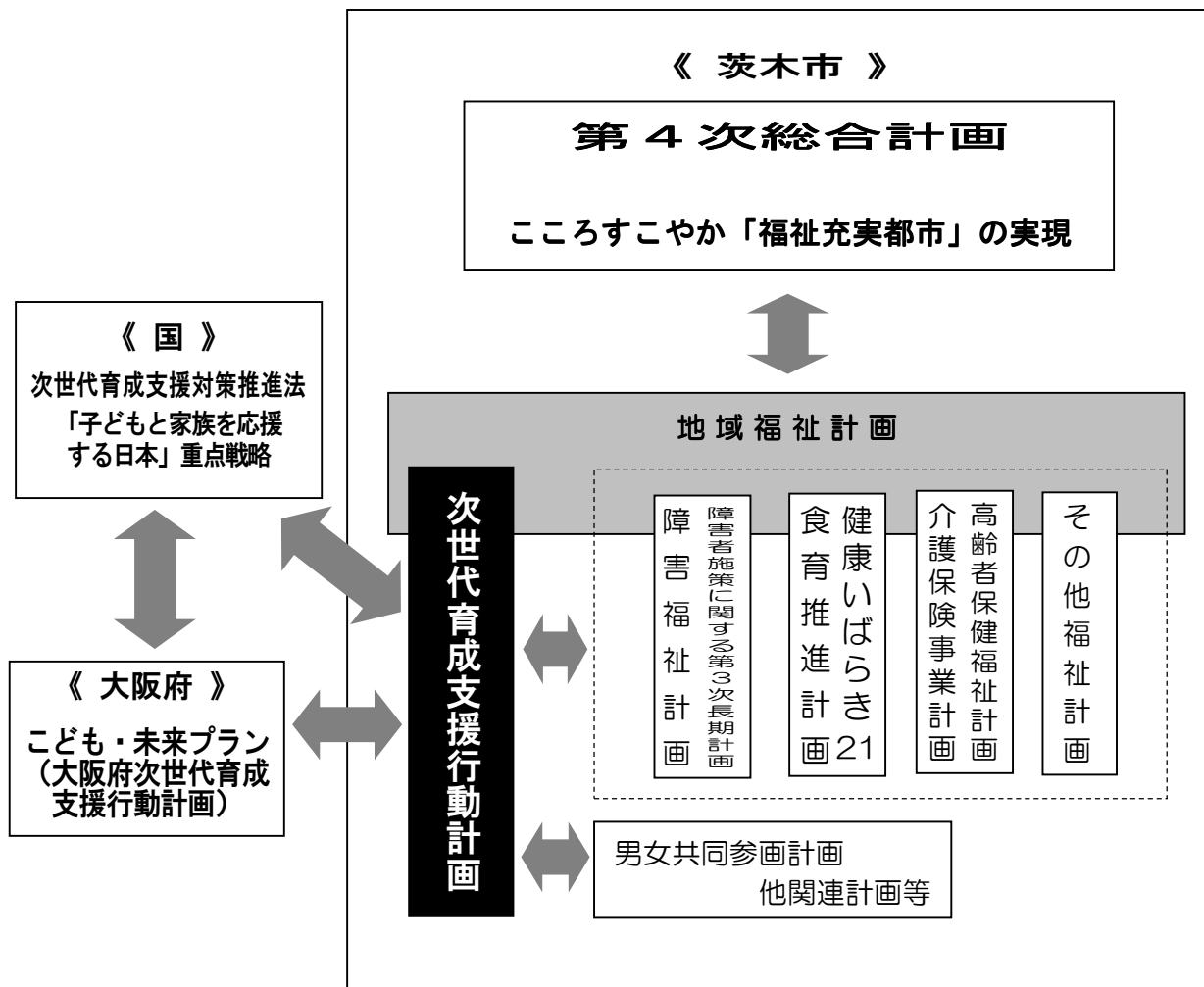
## 第2節 計画の性格

後期計画は、推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけられるとともに、福祉をはじめ保健・医療、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として策定するものです。

本計画は、大阪府の「こども・未来プラン（大阪府次世代育成支援行動計画）」と整合性を保ちながら、まちづくりの総合的指針である「第4次茨木市総合計画」を上位計画として、未来の茨木を担う子どもたちの健やかな成長のための部門別計画となるものです。

また、本計画は、「茨木市地域福祉計画」「茨木市障害者施策に関する第3次長期計画」「茨木市障害福祉計画」「健康いばらき21後期計画」「茨木市食育推進計画」「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】



### 第3節 計画の期間

この計画は、推進法で規定する10年間（前期計画：平成17年度から21年度、後期計画：平成22年度から26年度）の集中的な取組期間のうち、平成22年度から26年度までの後期5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 【計画の期間】

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
◀ 前期計画期間 ▶									
				見直し 年度	◀ 後期計画期間 ▶				

